

株式会社グローバルス

定 款

1996年	7月10日	会社設立
2002年	5月30日	変更
2003年	5月28日	変更
2005年	5月26日	変更
2006年	6月27日	変更
2008年	6月16日	変更
2009年	5月22日	変更
2011年	5月31日	変更
2013年	6月18日	変更
2014年	6月18日	変更
2015年	1月22日	変更
2017年	6月27日	変更
2017年11月	11月13日	変更
2019年	6月21日	変更
2020年	1月20日	変更
2020年10月	10月1日	変更
2021年	3月1日	変更
2024年	1月17日	変更
2024年	3月1日	変更
2024年	3月2日	附則削除

株式会社グローバルズ定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社グローバルズと称し、英文では Gro-Bels Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1 不動産の売買、賃貸、仲介、保有及び管理
- 2 建築一式工事、土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事
- 3 不動産特定共同事業法に基づくクラウドファンディング事業
- 4 不動産に関するコンサルティング
- 5 建築物の設計、施工管理及び設計監理
- 6 建築・土木の企画、設計、監理及び施工
- 7 住宅用設備機器、建築の材料、室内装飾品、家具照明器具、厨房器具、装身具等の輸出入及び販売
- 8 企業経営、資産運用、資産管理に関する情報提供及びコンサルティング
- 9 コンピュータシステムの企画、調査、開発、販売、賃貸、設置保守及びコンサルティング
- 10 損害保険の募集、生命保険の募集及びその他保険媒介代理に関する業務
- 11 前各号の事業に関する代理店事業、フランチャイズ事業の運営及びコンサルティング業務
- 12 住宅ローンの代理店業務
- 13 信託受益権販売業
- 14 有価証券の売買、保有、運用及び投資
- 15 総合不動産投資顧問業
- 16 その他前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社は、取締役を6名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名、選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2. 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役が報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(取締役会の設置)

第28条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(取締役の員数)

第29条 当会社は、監査役を3名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第44条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行う事ことができる。

(配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。